

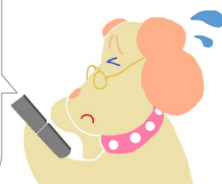
「暮らしのレスキューサービス」 の 高額請求 にご注意！



※トイレの詰まり、水漏れ、鍵の紛失、害虫の発生等、日常生活でのトラブルに事業者が対処するサービス。

【相談事例からみる問題点】

- ◆インターネット上の広告に「980円～」などと表示されているのを見て、電話をかけて来てもらったところ、数万円から数十万円もの請求をされる。
- ◆消費者を不安にさせて、その場での契約を急かされる。
- ◆作業内容の説明が不十分なまま次々と作業が行われる。



★消費者へのアドバイス★

【急なトラブルに備えて】

- ◆インターネット上の広告や電話で説明された金額をうのみにしない
- ◆緊急を要するトラブルの発生に備え、事前に情報を収集しましょう

【事業者が来た時に気をつけること】

- ◆契約を急かされたり、次々と高額な作業を提案される場合は断ること
- ◆提示された料金・作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしない
- ◆高額な契約をしてしまった場合は大阪市消費者センターへご相談ください



◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方
(日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く)

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

●地域講座のご案内

06-6614-7522

主に高齢者を対象として、消費者トラブル事例やその対処法をご説明する講座を行っています。地域の団体の会合などの場に講師を派遣いたしますので、ご希望される方はご連絡をお願いします。

消費生活
相談窓口



消費者センター メインキャラクター
エルちゃん

